

## 愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟清掃業務委託契約書（案）

愛媛県立子ども療育センター 所長（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、愛媛県立子ども療育センター児童・思  
春期病棟の清掃業務について、次の条項に基づき契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 甲は、別添「実施要領」等により愛媛県立子ども療育センター児童・思春期  
病棟（以下「病棟」という。）の清掃業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、  
乙はこれを受託する。

### （委託の期間）

第2条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 この契約に基づく委託料（以下「委託料」という。）は¥（うち消費  
税及び地方消費税の額¥）とする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は、¥ とする。  
（免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。）

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又  
は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得た  
ときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令  
（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡  
することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受  
けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18  
号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を  
行った時に生ずるものとする。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あ  
らかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （作業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに作業計画書を提出するものとする。

### （調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指  
示を行い又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

- 第9条 乙は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条の検査に合格したのち、甲に請求書(様式第2号)を提出するものとし、甲は、適正な請求書を受領した日から起算し30日以内(以下「約定期間」という。)に委託料を支払うものとする。
- 2 委託料は、第3条の委託料の額を年12回の均等割で支払うこととし、均等割した額に1円未満の端数が生じる場合は、初回の支払時に調整するものとする。

(支払の遅延)

- 第11条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(清掃器具、電気及び用水等)

- 第12条 業務に必要な機械、器具、資材及び消耗品等は、乙の負担で乙が準備するものとする。
- 2 業務に必要な電気、用水等は、甲が負担するものとする。

(作業員の責任等)

- 第13条 乙の作業員が甲の施設内で行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故にあっても、すべて乙の責任において措置するものとする。
- 2 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負い、甲が不適当と認めた者は従事させてはならない。
- 3 作業員は、常に一定の制服を着用し、乙の作業員であることを明瞭にしておくものとする。

(甲の解除権)

- 第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

#### (違約金)

第15条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

#### (乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 天災地変の不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた故障については、乙はその責めを負わない。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

3 乙は、火災、盗難の防止に協力するものとする。

(事情変更による契約の変更)

第19条 契約締結後において、天災地変その他の不足の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 愛媛県東温市2135番地  
愛媛県立子ども療育センター  
所長

乙

様式第1号（第9条関係）

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

愛媛立子ども療育センター所長 様

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

令和 年 月の業務を完了しましたので、愛媛県立子ども療育センター  
児童・思春期病棟清掃業務委託契約書第9条の規定により、別紙のとおり報告  
します。

(別紙)

業務完了報告書 (令和 年 月分)

階	場 所	実 施 状 況	備 考
3 階	医局 (応接コーナー含む)		
	宿直室		
	面会室		
	心理室 (前室・タイムアウト室含む)		
	会議室		
	カンファレンス室		
	院内学級		
	屋内プレイルーム		
	(屋外プレイルーム)		
	風除室・各廊下 (渡り廊下含む)・ホール・階段室		
	トイレ		
その他 ( )			
2 階	各廊下・EVホール・階段室・配膳前室		
	食堂・ダイニング (ステージ含む)		
	洗濯室		
	面会室		
	学習室		
	観察室		
	診察室		
	スタッフステーション・スタッフルーム		
	病室・保護室		
	トイレ・シャワー室 (脱衣室含む)・汚物処理室		
その他 ( )			
1 階	風除室・各種ホール・階段室・EV内		
	診察室		
	車椅子 ストレッチャー置場		
	その他 ( )		
そ の 他	ゴミ収集		
	ゴミ分別		
	ゴミ運搬		

様式第2号（第10条関係）

愛媛県立子ども療育センター児童・思春期病棟  
清掃業務委託料請求書

令和 年 月 日

愛媛立子ども療育センター所長 様

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県立子ども療育センター  
児童・思春期病棟清掃業務に係る委託料について、委託契約書第10条第1項の規  
定に基づき、 月分を下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

(算出内訳)

金額（税抜）	円
消費税額	円
合計	円